

書類審査

令和元年度 小児救急医療支援体制運営補助金 評価表 NO. 14

所管部課名	市民健康課	担当者	茶園					
事務事業名	救急医療体制支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び小児救急医療支援体制運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	6,405千円	国県支出金 千円	一般財源 6,405千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	年間開院日数		365日		令和6年度			
成果指標②	年間診察患者数		6,200人		令和6年度			
補助対象者	公益社団法人川内市医師会							
補助対象経費	小児初期救急医療への夜間診療支援体制に従事した川内市医師会会員が開設に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	川内市医師会会員の小児科医が連携・協力して、夜間・深夜等における小児初期救急医療に従事する夜間診療支援体制							
補助金額又は補助率	分類 ☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 小児初期救急医療への夜間診療支援体制に従事した川内市医師会会員が開設に要する経費のうち、開設運営費相当補助基準額35,000円/日の2分の1に相当する額							
上記項目の積算方法	35,000円×366日×1/2÷6,405,000円							
補助を受ける 過去3年の事業 決算状況等の 概要	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	8,517,000	66.7%	6,388,000	50.0%	6,388,000	50.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	8,517,000	66.7%	6,388,000	50.0%	6,388,000	50.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	4,258,000	33.3%	6,387,000	50.0%	6,387,000	50.0%
	支出			0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	12,775,000	100.0%	12,775,000	100.0%	12,775,000	100.0%
		事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	12,775,000	100.0%	12,775,000	100.0%	12,775,000	100.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	12,775,000	100.0%	12,775,000	100.0%	12,775,000	100.0%
	支出計/前年度支出計				100.0%		100.0%	
自己資金/前年度自己資金				75.0%		100.0%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		365日		365日		365日		
成果指標の推移②		6,141人		6,150人		5,622人		
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」 【費用対効果】小児救急医療体制の確保 【補助事業以外の事業】救急医療、川内看護専門学校の経営、在宅療養に関する相談、北薩地域産業保健センター事業等							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、本市の小児救急医療支援体制が堅持され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	川内市医師会会員の小児科医が連携・協力して、夜間・深夜等における小児初期救急医療に従事する夜間診療支援体制への支援を継続する必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	本体制により年間6,000人を超える患者が受療し、1日あたりの平均は約17人である。有効性が高い事業である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本市の小児科医が連携・協力のもと実施する事業である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地方の医師不足や専門科医偏在により、医師確保が難しい現段階においては、当該事業への財政的支援が最善の手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	補助率は交付要領第3条で補助対象経費の2分の1と設定しており、これは、交付要領策定時の国庫補助事業「医療提供体制推進事業費補助金」の補助率を適用したものである。 補助基準額は「川内地域一次救急医療運営補助金」の基準額を準用し、交付要領第4条で35,000円としている。本市が定めている医師に対する報償費の上限内

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止 ≪上記方向の理由≫	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止 ≪まとめ≫

小児救急医療支援体制運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる小児救急医療支援体制運営補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 小児救急医療支援体制運営補助金に係る補助事業等は、川内地域における小児初期救急医療の夜間診療支援体制に関して、円滑な運営及び体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 小児救急医療支援体制運営補助金の額は、次条に定める補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(補助対象経費)

第4条 小児救急医療支援体制運営補助金は、小児初期救急医療への夜間診療支援体制に従事した川内市医師会会員が開設に要する経費のうち、開設運営費相当補助基準額35,000円／日について交付する。

(交付の申請)

第5条 小児救急医療支援体制運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 小児救急医療支援体制運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 夜間小児科支援体制実施計画調書(様式第1号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 小児救急医療支援体制運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、小児救急医療支援体制運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 小児救急医療支援体制運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 夜間小児科支援体制実施状況調書(様式第1号)
- (3) 夜間小児科支援体制診療患者数実績調書(様式第2号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 小児救急医療支援体制運営補助金の交付に対する効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 年間開院日数

(2) 年間診療患者数

(補助事業者等の責務)

第9条 小児救急医療支援体制運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市における一次救急医療施策の円滑な実施と維持及び存続に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。